

障害のある学生への修学支援に関する中央学院大学の基本方針

(平成28年4月1日制定)

(目的)

第1条 この基本方針は、中央学院大学の教育理念「公正な社会観と倫理観の涵養をめざし、徹底した少数教育を通じて実力と創造力をそなえた有能な社会人の育成」に基づき、障害のある学生もない学生も平等に教育を受け、社会に貢献しうる人材として成長するために、合理的かつ積極的な配慮及び支援を行うことを目的とする。

(運用の基本方針)

第2条 前条の目的を達するため、次の基本的な運用方針を定める。

- (1) 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」（平成25年法律第65号）の理念に基づき、合理的配慮により、障害を理由に教育を受ける権利が侵害されることのないよう、総合的な支援を実施する。
- (2) 学生本人の要望に基づき、関係者間での共通理解と合意を図りながら支援する。支援実施の際には必要な協議、検討を行い、学内部署、教職員が密に連携を図る。
- (3) 教職員は、障害のある学生が教育上及び大学生活上不利益を被ることがないように、適切な配慮及び支援を行うとともに、支援方策の立案に積極的に協力する。
- (4) 教職員及び支援関係者は、「学校法人中央学院個人情報保護規則」に則り、支援上知り得た情報を厳密に管理する。第三者への情報開示や情報提供を行う場合には、本人の同意を得ることを原則とする。ただし、法令に基づく場合や生命・身体の保護に必要と判断した場合は、この限りではない。

2 前項でいう合理的配慮とは、個々の学生の障害の状態・特性等に応じて、学生が得られる機会への平等な参加を保障するために、要望に応じた変更・調整を行うことを指す。ただし、体制面、財政面において、過度の負担を要する場合や、また教育水準や評価基準を変えること、および、他の学生に教育上多大な影響を及ぼすような場合は、変更や調整を行なわない。

(改廃)

第3条 この基本方針の改廃は、障害学生支援ネットワーク会議及び拡大学部長会議の議を経て学長が決定する。

附則 この基本方針は、平成28年4月1日から施行する。